

第2次千葉県特別支援教育推進基本計画取組表

重点的な取組	主な取組	頁	取組の概要	目標値	工程表			取組の効果(平成29年度) (改善策等)	今後の取組の方向性(平成30年度) (改善策等)
					28年度	29年度実績	33年度予定		
I 早期からの教育相談と支援体制の充実	1 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実	48	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関やNPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図る。 千葉県総合教育センター特別支援教育部や、千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図る。 	—	H28年度センター的機能調査より ・教育相談の件数8,140件 ・総セ特別支援教育部の相談件数849件 ・子サボの相談件数 来所5,259件、電話6,585件 ・特別支援アドバイザーの幼稚園等への派遣件数990件	H29年度センター的機能調査より ・教育相談の件数9,129件 ・総セ特別支援教育部の相談件数1,147件 ・子サボの相談件数 来所5,501件 電話7,018件 ・特別支援アドバイザーの幼稚園等への派遣件数767件	—	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況 特別な教育的支援を必要とする幼児、児童、生徒、保護者及び教員等に対して、専門的な立場から養育や教育について相談を実施して支援・助言を行っている。 課題 特別支援学校への教育相談の件数は、年々増加しており、更なるセンターの機能の充実が重要である。また、総セや子サボにおいても、双方の専門性を生かし、様々な相談に対応している。よって両機関が協力・連携した相談体制の充実を図ることが必要である。 ※総セ：千葉県総合教育センター ※子サボ：千葉県子どもと親のサポートセンター 	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校におけるセンター的機能の充実及び教育部門と保健・医療・福祉部門の連携に向けたネットワークの構築等を検討するとともに、早期からの教育相談等に対して、多角的な助言ができるように相談支援体制の充実を図る。
	2 適切な就学の相談支援の充実	50	<ul style="list-style-type: none"> 幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行う。 関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努める。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園等の「個別的教育支援計画」作成率 74.4% 公立幼稚園等の「個別の指導計画」作成率 85.3% 教育支援委員会5回実施 取扱件数 400件 フォローアップ報告 小中 2件 特別支援学校 3件 	<ul style="list-style-type: none"> 公立幼稚園等の「個別的教育支援計画」作成率 88% 公立幼稚園等の「個別の指導計画」作成率 96.7% 教育支援委員会5回実施 取扱件数 400件 フォローアップ報告 小中 3件 特別支援学校 2件 	—	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況 幼稚園・幼保連携型認定こども園特別支援教育コーディネーター研究会や幼稚園教育課程研究協議会において、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用について説明し、理解の推進と周知を図る。 課題 「個別的教育支援計画」をもとに「個別の指導計画」を作成することの周知徹底が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、特別支援教育コーディネーター研究会や幼稚園教育課程研究協議会において、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関する意味や手順を再度説明する。
II 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実	1 地域で共に学び育つ教育の推進	53	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流及び共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進める。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツを通じた交流 20校 実施率 57.1% 特別支援学校における放課後や休日の障害者スポーツ等の体育施設開放状況 24校 実施率 68.6% 障害者スポーツを通じた交流 36校 実施率 100% 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツを通じた交流 22校 実施率 61.1% 特別支援学校における放課後や休日の障害者スポーツ等の体育施設開放状況(集計中) 	—	<ul style="list-style-type: none"> 矢切特別支援学校においては、地域の小・中学校や老人ホームとの交流活動で、生徒が交流相手に数えるなど、児童生徒が主体的に取り組むとともに、ポッチャを中心とした障害者スポーツの普及に努めた。 千葉盲学校ではフロアバレーによるスポーツ交流を高校生と行った。 課題 障害者スポーツの更なる普及促進。高等学校との交流を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校36校にボッチャやゴールボール等の用具を備え、障害者スポーツの普及を通して、地域との交流を図る。 高等学校との交流をさらに推進する。
	2 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進	55	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図る。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校特別支援教育コーディネーターの研修内容に合理的配慮の提供について取り入れ、理解啓発を図った。 平成29年3月に小・中学校の通常の学級における「合理的配慮事例集」を作成し、県内小・中学校に配付したり、県教育委員会のHPにアップするなどして周知に努めた。 文部科学省主催の合理的配慮普及推進セミナーで発表したり、全国誌に掲載したりなどして、普及啓発に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校及び幼稚園、認定こども園の特別支援教育コーディネーターの研修において合理的配慮についての研修を実施し、理解啓発を図った。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況 合理的配慮の取組状況調査(平成30年1月10日)の結果、全ての公立学校等で合理的配慮の申出が合計15,203件あり、そのうち約99%となる15,055件について合意形成が図られている。 課題 合意形成された内容を、「個別的教育支援計画」へ明記するよう更に周知していく必要がある。 合理的配慮の見直し及び引継ぎの推進を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、高等学校及び幼稚園、認定こども園の特別支援教育コーディネーターの研修の際に、合理的配慮の研修を取り入れ、理解推進を図っていく。 高等学校における合理的配慮についての事例集を作成し、適切な提供について理解推進を図っていく。
	3 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実	57	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実を図る。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 1044件の派遣要請に対して、990件の特別支援アドバイザーを派遣した。実施率 94.8% 高等学校支援員の配置数 8名 特別支援学校特別非常勤講師 雇用数 29校 59名 自立活動運営事業活用数 30校 	<ul style="list-style-type: none"> 817件の派遣要請に対して、767件の特別支援アドバイザーを派遣した。実施率 93.9% 高等学校支援員の配置数 9名 特別支援学校特別非常勤講師 雇用数 30校53名 自立活動運営事業活用数 33校 	—	<ul style="list-style-type: none"> 県内教育事務所に20名の特別支援アドバイザーを配置し、学校からの要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、教職員等に対して助言・援助を行った。学校アンケートでは99.1%の管理職が大変満足した「おおむね満足した」と回答した。 学校生活上の介助等を目的とした高等学校特別支援員配置により、障害のある生徒の学校生活の充実が図られた。 課題 多くの派遣を行ってきたが、学校からの全ての派遣要請には応えられていない。また、長期期間の派遣依頼に対して、十分な期間の派遣ができなかったことがあった。今後は要請に対して、十分にえられるよう派遣の在り方について検討を進める必要がある。 特別支援教育支援員の配置に際して、生徒の障害の状況等を十分に把握する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 東上総教育事務所に1名増員し、県内教育事務所に21名の特別支援アドバイザーを配置し、学校からの要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の在り方について、教職員等に対して助言・援助を行っている。 中学校在学中に支援員を配置されていた生徒等の情報を各方面と協力し収集し、適切な配置が速やかに行えるよう努める。状況把握時にチェックリストを作成して使用する。
4 高等学校における特別支援教育の充実	58	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の取組や職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図る。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校研究指定校 3校 (佐原、幕張総合、関宿) 特別支援教育体制整備研究指定校 2校 (東葛飾、鶴舞緑が丘) 高等学校特別支援教育支援員 8名 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校研究指定校 2校 (佐原、幕張総合) 特別支援教育体制整備研究指定校 2校 (長生、市原八幡) 高等学校特別支援教育支援員 9名 	—	<ul style="list-style-type: none"> 実施状況 高等学校における「通級による指導」に係る実施要項を定めるとともに、概要を記したリーフレットを作成し、県内公立高等学校及び県内各中学校に配付し周知を図った。 課題 実施校における支援の充実と、支援体制の確立。研究指定校における次年度本格実施に向けた準備。 	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校における「通級による指導」連絡協議会を開催し、実施校における取組の充実と、研究指定校における本格実施に向けた準備を行う。 高等学校「通級による指導」の開始 2校(佐原、幕張総合) 研究指定校による準備及び試行 1校(袖ヶ浦) 特別支援教育体制整備研究指定校 2校(千葉西、佐倉南) 高等学校特別支援教育支援員 12名 	

主な取組	頁	取組の概要	目標値	工程表			取組の効果(平成29年度) ・実施状況 ●課題	今後の取組の方向性(平成30年度) (改善案等)
				28年度	29年度実績	33年度予定		
5 ICTを活用した教育の推進	59	・障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進める。 ・学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図る。	・ICT活用による教員の指導力向上 90.0%	・四街道特別支援学校高等部における病院に入院中の生徒に対する遠隔教育について、授業実践を行い検証を進めた。 ICT活用による教員の指導力向上 75.2% ・千葉盲学校の概要 千葉大学及び留学生との交流活動 ICT機器を活用した授業実践 ICT活用段階表の作成	・四街道特別支援学校高等部 同時双方向型授業の効果を確認するための学習評価及び授業の評価方法の確立。 ・ICT活用による教員の指導力向上 90.0%	・四街道特別支援学校 実施状況 ICTを活用した遠隔授業について、授業実践による事例を基に、生徒への効果や教師への効果等について検証した。 ●課題 同時双方向型授業の効果を確認するための学習評価及び授業の評価方法の確立。 千葉盲学校 ・留学生との交流により外国語への関心を高めることができた。また、成長に応じたICT活用表の記録により個に応じたICT活用に見通しが持てるようになった。 ●課題 ・ICT活用表を個別の教育支援計画に反映させる方法を検討する。	四街道特別支援学校 ・ICTを活用した遠隔授業について、同時双方向型授業やオンラインデマンド型の授業実践を行い、生徒への効果等について検証を進める。 ・専門家及び各関係機関の代表をメンバーとした運営指導委員会を開催し、取組の充実を図る。 ・ICT活用による教員の指導力向上	
6 特別支援学校が有する多様な教育機能の活用	60	・特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対するきめ細かな教育を充実する。 ・特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育的ニーズへの対応を推進する。	・特別支援学校による障害に応じた「通級による指導」の場の増加 32か所(32校)実質17校	・特別支援学校による障害に応じた「通級による指導」の場の増加 16か所(16校)実質13校 対象児童生徒数(5/1) 190人	・特別支援学校による障害に応じた「通級による指導」の場の増加 18か所(18校)実質14校 対象児童生徒数(5/1) 233人	・大網白里特別支援学校の研究指定により、教育的ニーズ調査等を実施した結果、東上総教育事務所管内で肢体不自由のほか、視覚障害についても通級指導が開始された。 ●課題 各地域における教育的ニーズを調査し、予定する学校に必要なところから通級指導を開始する。そのために教育相談等により、地域の状況を把握する必要がある。	・大網白里特別支援学校で、聴覚障害も開始する。 ・研究指定により、栄特別支援学校が総合的な機能を有する学校に向けて、肢体不自由の教育課程、肢体不自由及び病弱についての通級指導の開始に向けた準備に取り組む。	
7 様々な困難を抱える子供への支援の充実	66	・特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師(看護師)への研修を充実する ・強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難を抱える児童生徒への適切な支援の充実を図る。	—	・特別非常勤講師(看護師)研修(2回、のべ8回) ・医療的ケア基本研修2日間×2回 ・医療的ケア実施校連絡協議会(3回) ・医療的ケア運営会議(2回) ・君津特別支援学校上総湊分教室開設	・特別非常勤講師(看護師)研修(2回、のべ8回) ・医療的ケア基本研修2日間×2回 ・医療的ケア実施校連絡協議会(3回) ・医療的ケア運営会議(2回) ・君津特別支援学校上総湊分教室教育課程の運営状況把握	・計画どおり、研修会・協議会を実施できた。(医ケア) ●課題 ・校内体制を充実させるため受講対象の要件を検討する。 ・実施状況 年2回開催された関係機関連絡会議に出席し、分教室や施設の状態を把握した。授業や行事、式典等に落ち着いて参加できるようになっている。 ●課題 継続して上総湊分教室の状況を把握していく。	・校内体制を充実させるために研修受講者を増加させていく。 ・関係機関連絡会議の参加や学校との連絡を密に図っていく。 ・袖ヶ浦特別支援学校が研究として取り組んでいる医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小中学校及び関係機関とのネットワークを構築していく。	
1 特別支援学校の計画的な整備	68	・過密の状況、緊急性、児童生徒数の動向、通学の利便性向上などを踏まえ、「県立特別支援学校整備計画」等により、計画的に整備を進める。	総合的な教育機能を有する特別支援学校 13校 ・本校の障害種を増やす6校 ・「通級による指導」の障害種を増やす 9校15障害	・複数の障害に対応している特別支援学校 8校	・大網白里(通級)聴覚障害開始 ・「第2次県立特別支援学校整備計画」の策定	・実施状況 平成23年策定の「県立特別支援学校整備計画」により、平成28年度までに1,240人程度の過密状況に対応、平成29年は新たに「第2次県立特別支援学校整備計画」を策定し、今後の過密解消に向け取り組み始めた。 ●課題 総合的な機能を有する特別支援学校を県全域に展開することに向けての準備。	・障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備を図る。	
2 障害特性に応じた施設・環境の計画的な整備	72	・障害のある児童生徒等が、将来の自立や社会参加に向けて、適切な環境で学習することができるよう、障害特性に配慮した施設・設備、学習環境の計画的な整備に努める。	—	・教室の合同使用状況 2学級合同294、3学級合同67、4学級以上合同5、計366 ・スクールバスの配備状況 35校中31校にスクールバス102台を配備 ・長時間乗車の状況 登校時35人、下校時21人	・教室の合同使用状況 2学級合同314、3学級合同55、4学級以上合同9、計378 ・スクールバスの配備状況 36校中32校にスクールバス107台を配備 ・長時間乗車の状況 登校時31人、下校時10人	・スクールバスの増車等 3校3台増車(栄特別支援学校新設2台配車) ・長時間乗車(90分)の減少 ・(登校時4人、下校時11人減) ●課題 児童生徒数増加による、スクールバス利用希望者の増加及び長時間乗車への対応。	・高等部生徒のうち自力通学が可能な生徒や、医療上常時特別な配慮が必要な児童生徒を除き、乗車を希望する児童生徒等全員が利用できるよう、特別支援学校からの増車要望やスクールバスが必要な児童生徒の増加の状況、運行時間等を考慮しながら、通学用スクールバスの更新や増車等の対応を行う。	
3 特別支援学校が有する多様な教育機能の充実	73	・特別支援学校は、特別支援教育に関する地域のセンターとしての機能を果たしていく必要がある。地域からの相談への対応、支援ネットワークの構築、通級による指導や訪問教育など、多様な教育的ニーズに対応するための機能の充実を努める。	—	・特別支援学校による「通級による指導」の充実 特に病児入院中の児童生徒への短期通級やICT活用による授業展開の研究推進 ・各特別支援学校主催の夏期研修に他校種の受け入れ参加者数 373人(11講座)	・研究指定により、大網白里特別支援学校にて2障害の通級指導開始。 ・特別支援学校における「通級による指導」の実施校 14校183ヶ所 ・各特別支援学校主催の夏期研修に他校種の受け入れ参加者数 365人(11講座)	・研究指定により、大網白里特別支援学校にて聴覚及び視覚障害の通級指導開始。 ●課題 計画で予定されている学校が「いつから、何障害について開始していくか」を、教育相談等で、各地域の状況を把握する。	・大網白里特別支援学校にて肢体不自由、聴覚及び視覚障害の通級指導開始。栄特別支援学校において通級指導の準備。 ・四街道特別支援学校による「入院中の児童生徒へのICT活用授業」について、研究成果発表。実用化に向けての準備。 ・栄、銚子、夷隅、矢切等、総合的な教育機能を有する特別支援学校に向けた教育的ニーズを調査する	
1 キャリア教育と職業教育の充実	74	・特別支援学校における職業教育の充実を目指し、様々な職業分野の専門家を外部人材として活用する取組の一層の充実を図る。 ・特別支援学校の教員が企業等で行う職場体験を通じて、就労支援のための資質向上に努め、指導・支援の充実を図る。	—	・職業指導委員講師 25校59人雇用 ・特別支援学校教員企業実習 18校18人(15社)	・職業指導委員講師 27校61人雇用 ・特別支援学校教員企業実習 18校18人(13社)	・職業教育の指導力向上に貢献した。 ●課題 ・これまで培った指導力を継承し、職業教育の充実を図っていく。 ・企業実習報告書を作成し、成果報告会でそれぞれが報告し、情報を共有した。 ●課題 就労に関する指導力を向上させるために複数の異なる職種の実習を取り入れる。	・職業教育の充実に向け、希望する学校に職業委員講師を配置していく。 ・企業の協力状況と教員のニーズの調整が円滑に進むよう、企業や学校との連絡を密に図っていく。 ・引き続き、教員の企業実習を実施し、就労支援のための資質拡大を図っていく。	
2 障害のある生徒の自立、社会参加を支援するネットワークの構築	75	・特別支援学校高等部や高等学校などの学校と、地域の企業や労働機関との、ネットワークの構築を一層進めるとともに、情報共有や研修の機会の積極的な活用により、障害のある生徒一人一人のニーズに応じた就労支援や、地域生活の充実に向けた取組を推進する。	—	・県内の就労支援ネットワークの組織を6地区に分け、公立特別支援学校28校31名の就労支援コーディネーターが各地区の就労支援の充実に向けて、関係機関との連携を図った。	・県内の就労支援ネットワークの組織を6地区に分け、公立特別支援学校29校32名の就労支援コーディネーターが各地区の就労支援の充実に向けて、関係機関との連携を図った。	・就労支援コーディネーター連絡協議会を年4回実施し、各地区の組織状況を確認した。 ・各地区で「企業と特別支援学校をつなぐセミナー」を開催した。 ●課題 円滑な就労支援に向け、就労支援ネットワーク組織の継続的な体制づくり。	・就労支援コーディネーター連絡協議会等を通してコーディネーターの役割やその具体的取組内容、また情報等について、共通理解を図っていく。	

	主な取組	頁	取組の概要	目標値	現状			取組の効果(平成29年度) ・実施状況 ●課題	今後の取組の方向性(平成30年度) (改善策等)
					28年度	29年度実績	33年度予定		
IV卒業後の豊かな生活に向けた支援の充実	3 障害のある人の雇用とキャリアアップシステムの構築	77	・障害のある人を、県立学校における学校技能力、調理員の嘱託職員として雇用し、職業的に自立する力を育成するとともに、雇用期間内で一般企業等への就労に向けたキャリアアップに努める。また、この取組の成果を県内に発信することを通じて市町村への普及を図る。	—	・県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能力や調理員の業務に係わる嘱託職員として38校に39人を雇用(H28.6)	・県立高等学校や県立特別支援学校の学校技能力や調理員の業務に係わる嘱託職員として29校に30人を雇用(H29.7) キャリアアップ8名(H30.3)	—	・雇用されて1年目と4年目にあたる職員を雇用している学校を就労支援コーディネーターが訪問して状況を把握する。 ●課題 嘱託職員として勤務する期間に就労に係る技能を向上させていく。	・卒業校の連絡担当や各地区の就労支援コーディネーターが連携を図り、雇用校での状況を把握すると共に、嘱託職員の実態や雇用校のニーズに応じた研修等を実施していく。
	4 障害者への学びの支援	78	・さわやかちば県民プラザでは、障害のある方を対象に、よりよい余暇の過ごし方や家庭生活・社会生活のためのルールや技能を身に付けるための講座を実施するなど、障害者の学びの場と機会の充実を図る。 ・県立図書館では、障害者に向けた講座や研修会等を行い、学びの支援を推進する。	—	(さわやかちば県民プラザ) ・さわやか青年教室の実施 全7回 (県立図書館) 読み聞かせ 特別支援学校13校 延べ児童生徒数 671人	(さわやかちば県民プラザ) ・さわやか青年教室の実施 全7回 (県立図書館) 特別支援学校向け貸出用セットに新たに1セット追加した。また、特別支援学校においても利用がある。大型絵本や紙芝居を各7冊購入した。 県民向けの読書支援講座を開催するとともに、職員向けの障害者サービス研修会を開催し、市町立図書館等へのサービス普及に努めた。 ●課題 特別支援学校の利用が一部の学校にとどまっている。	(さわやかちば県民プラザ) ・スポーツ、調理、レクリエーション等の活動を通して社会生活のルールや仲間との交流について学ぶ機会となった。 ●課題 講師、学生ボランティアともにメンバーが固定化・減少化してきている。新たな人材の発掘とともに、定着するような工夫が必要。 (県立図書館) 特別支援学校向け貸出用セットに新たに1セット追加した。また、特別支援学校においても利用がある。大型絵本や紙芝居を各7冊購入した。 県民向けの読書支援講座を開催するとともに、職員向けの障害者サービス研修会を開催し、市町立図書館等へのサービス普及に努めた。 ●課題 特別支援学校の利用が一部の学校にとどまっている。	(さわやかちば県民プラザ) ・さわやか青年教室の実施(全7回 定員40人)(音楽プログラムを新規実施) ・他大学など幅広くボランティアの募集を図るとともに、高校生のためのボランティア体験講座と連携し、高校生のボランティア参加を促していく。 ・障害者支援の知識を学ぶとともに、ボランティア間の交流を深めるため、ボランティアの事前研修を実施し、活動の意欲化につなげていく。 (県立図書館) 特別支援学校向け貸出用セットを学校のコースに合うよう見直しながら整備を進める。 ・特別支援学校に直接訪問し、読み聞かせ等を行いながら学校セットや運営相談の広報を積極的に行い、利用の増加を目指す。 ・障害者のための読書支援講座、障害者サービス研修会を開催する。 ・図書館で録音図書作成に携わる音訳者を新たに養成するための連続講座を開催する。	
	5 障害者に対する理解の普及啓発	79	・さわやかちば県民プラザや各市町村の公民館等では、障害者理解について一般の方への普及啓発を行っている。 ・障害のある生徒が卒業後、社会の中で主体的に生活できるよう、今後も障害者に対する理解の普及促進を図る。	—	・千葉県特別支援学校作品展の実施 ・さわやかコンサートの実施(さわやか青年教室の参加者等によるコンサート)	・千葉県特別支援学校作品展の実施 ・さわやかコンサートの実施(さわやか青年教室の参加者等によるコンサート)	—	●課題 展示場所の振り分けや展示方法の工夫について県民に分かりやすいよう検討していく。また、情報関連コーナーについて内容の充実を図る必要がある。 ・さわやかコンサートについては、ホールという限られた空間で実施したため、参観は関係者がほとんどだった。会場の検討が必要。	・展示作品数等について、特別支援学校と事前連絡を密にしていき、適切な展示計画を検討していく。 ・情報関連コーナーの内容については、事前に関係課と調整し、見直しを図っていく。 ・コンサートをホールではなく、開放的な空間であるアゴラスペースを使用していくことで、県民の参観を促す。
V特別支援教育に関する教員の専門性の向上	1 特別支援学校教諭免許状取得の一層の推進	80	・小・中学校等及び高等学校の教員に対して、特別支援学校教諭免許状の取得を目的とした講習の受講の促進を図る。	・特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率 95% ・特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率 42%	・特別支援学校 87.7% (全国平均 74.6%) ・特別支援学級 39.7% (全国平均 30.9%)	・特別支援学校 88.6% (全国平均 76.5%) ・特別支援学級 38.2% (全国平均 30.7%)	・特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率 95% ・特別支援学級における特別支援学校教諭免許状保有率 42%	・特別支援学校に勤務する教諭のうち、特別支援学校教諭免許状を所有していない者に対しては、認定講習を優先的に受講できるようにするなどして、特別支援学校に勤務する全ての者が特別支援学校教諭免許状を取得できるように働きかけた。 ・計画的な異校種間の人事交流を実施し、交流期間中に、優先的に認定講習を受講できるようにした。 ●課題 小・中学校及び高等学校等の教員に対し、特別支援学校教諭免許状の認定講習受講を促進する。	・引き続き、計画的な異校種間の人事交流を実施し、交流期間中に、優先的に認定講習を受講できるようにし、特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状取得率の向上を図る。
	2 特別支援教育に関する研修の充実	82	・校長を含む全ての教員に対し、特別支援教育の意義や進め方、発達障害に関する基礎的事項について、理解と実践力を高めるための研修を実施する。 ・医療的ケアを必要とする児童生徒や、強度行動障害や精神疾患など生活全般において困難を有する児童生徒に対する指導・支援の基本的な知識や支援の方法について理解を深めるなど、特別支援教育に関する教員の資質向上を図る。	—	・小・中学校への研修 各学校管理職に「インクルーシブ教育システムについて」の必修研修 ・幼稚園等、高等学校の特別支援教育コーディネーター研修において、発達障害等の研修を実施した。 ・ティーチャーズトレーニング研修の実施 ・総セ研修 視覚・聴覚障害研修2、知的障害研修(自閉症を含む)14、肢体不自由研修8、言語障害研修2、発達障害研修13、自立活動研修1、アセスメント研修6、ICT研修1、教育相談その他研修3 計50講座 延べ受講者数3326名	・全公立学校を対象に、手話言語等普及推進研修を実施し、理解啓発を図った。 ・幼稚園等、高等学校の特別支援教育コーディネーター研修において、発達障害等の研修を実施した。 ・ティーチャーズトレーニング研修の実施 ・総セ研修 視覚・聴覚障害研修2、知的障害研修(自閉症を含む)11、肢体不自由研修7、言語障害研修2、発達障害研修15、自立活動研修1、アセスメント研修5、ICT研修2、教育相談その他研修3 計48講座 延べ受講者数2890名	—	・実施状況 29年度実績参照 ●課題 発達障害や合理的配慮についての理解は進んできているが、十分とはいえない。引き続き発達障害についての研修が必要である。 ・幼稚園や高等学校における特別支援教育の更なる推進が必要である。	・高等学校及び幼稚園、認定こども園の特別支援教育コーディネーターの研修の際に、発達障害や合理的配慮の研修を取り入れ、理解推進を図っていく。 ・高等学校における合理的配慮についての事例集を作成し、適切な提供について理解推進を図っていく。 ・ティーチャーズトレーニング研修の継続実施
	3 異校種間の計画的な人事交流の推進	83	・小・中・高等学校の教員を計画的に特別支援学校に配置し、特別支援教育に関する基本的な知識や支援方法についての理解を深めることにより、小・中・高等学校における特別支援教育の中心的な担い手を育成するなど、異校種間の人事交流による効果を生かす取組を推進する。	—	※教職員課 小・中・高等学校と特別支援学校交流者の人数 小中等⇒特支校 ・教員 33名 ・管理職 5名 特支校⇒小中等 ・教員 13名 ・管理職 2名	※教職員課 小・中・高等学校と特別支援学校交流者の人数 小中等⇒特支校 ・教員 28名 ・管理職 10名 特支校⇒小中等 ・教員 10名 ・管理職 1名	—	・実施状況 計画的な異校種間の人事交流を実施し、交流中に特別支援学校教諭免許状取得を勧め、小・中学校等の特別支援学級や「通級による指導」の場での指導の質の向上につなげることができた。	・引き続き、計画的な異校種間の人事交流を実施し、交流中に特別支援学校教諭免許状取得を勧め、小・中学校等の特別支援学級や「通級による指導」の場での指導の質の向上につなげていく。 ・H31から特別支援教育枠採用で特別支援学校での勤務3年経過した者を小・中学校の特別支援学級が「通級による指導」担当者として活用できるようにする。